

## 第3部第12章 物資（準備期）

### 第12章 物資

#### 第1節 準備期

##### 1 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等<sup>105</sup>の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

##### 2 所要の対応

###### (1) 感染症対策物資等の備蓄等<sup>106</sup>【保健医療部、総務部】

ア 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>107</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>108</sup>。

イ 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

ウ 市は、消防機関が国及び県からの要請を受けて行う、救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄に関し、消防機関に対する国及び県の支援状況により、必要な支援を行う。

---

<sup>105</sup> 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

<sup>106</sup> ワクチン接種資器材等及び検査物資の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

<sup>107</sup> 特措法第10条

<sup>108</sup> 特措法第11条

### 第3部第12章 物資（初動期）

#### 第2節 初動期

##### 1 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

##### 2 所要の対応

###### （1）感染症対策物資等の備蓄状況等の確認【保健医療部】

市は、前節2の対応を継続する。

###### （2）感染症対策物資等の使用の準備【保健医療部】

ア 市は、全庁における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。

イ 市は、感染症対策物資等を必要とする新型インフルエンザ等対策を実施する所掌事務または業務における、感染症対策物資等の備蓄の使用について準備を行う。

ウ 市は、感染症対策物資等の急激な利用の増加により、市民に対し十分な感染対策物資等が供給されない事態に備え、市民に対する感染症対策物資等の備蓄の放出手順等の確認を行う。

## 第3部第12章 物資（対応期）

### 第3節 対応期

#### 1 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

#### 2 所要の対応

##### （1）感染症対策物資等の備蓄状況等の確認【保健医療部】

市は、本章第1節2の対応を継続する。

##### （2）感染症対策における物資の使用【保健医療部】

ア 市は、感染症対策物資等を必要とする新型インフルエンザ等対策を実施する所掌事務又は業務において、計画的に感染症対策物資等の備蓄を使用しつつ、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により必要量を安定的に確保する。

イ 市は、感染症対策物資等の急激な利用の増加により、市民が感染対策を実施する上で、必要な衛生用品等の供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市が備蓄した感染症対策物資等の配布を行う。

##### （3）備蓄物資等の供給に関する相互協力【保健医療部】

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国、県、他市町村、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める<sup>109</sup>。

---

<sup>109</sup> 特措法第51条